

令和6年度 甲種防火管理再講習実施要領

指宿南九州消防組合

平成15年の消防法令関係の改正により、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物（収容人員が300人以上の特定防火対象物）の防火管理者については、5年以内に再講習を受講することが義務付けられました。

また、上記防火対象物の防火管理者に新規で選任された者のうち、過去に講習の課程を修了した者で、5年以上経過している者は、1年以内に甲種防火管理再講習を受講しなければ、防火管理者としての資格がありませんので、速やかに受講されるようお願いいたします。

つきましては、消防法施行規則第2条の3に定める甲種防火管理再講習会を次の要領により実施します。

記

1 講習の日時

令和7年1月21日（火）午前9時30分から11時30分まで

時 間	内 容
9：00～9：30 (30分)	受 付
9：30～9：35 (5分)	オ リ エ ン テ ー シ ョ ン 開 会 の あ い さ つ
9：40～11：20 (100分)	火災事例の研究に関する事及び 防火管理に関する法令の概要に関する事
11：20～11：30 (10分)	修 了 証 交 付

2 講習会場

指宿市山川大山841番地3 ☎ 0993-34-0119
指宿南九州消防組合 山川・開聞分遣所 会議室

3 定 員 20名

4 受講料

2,000円（テキスト代を含む。）

5 受付期間

令和6年11月1日（金）から令和6年12月20日（金）まで

6 受付場所

指宿消防署、山川・開聞分遣所、南九州消防署、穎娃分遣所、川辺分遣所

7 申込書常置場所

受付期間に次の署，分遣所に常置

指宿消防署	指宿市十町429番地	☎ 0993-22-5111
山川・開聞分遣所	指宿市山川大山841番地 3	☎ 0993-34-0119
南九州消防署	南九州市知覧町郡17363番地	☎ 0993-83-2222
穎娃分遣所	南九州市穎娃町牧之内2808番地	☎ 0993-36-0119
川辺分遣所	南九州市川辺町平山6950番地 1	☎ 0993-56-2001

8 受講申込の手続き

受講希望者は，所定の申込書に必要事項を記入のうえ，現在所持している甲種防火管理講習修了証の写しと，6か月以内に撮影した写真（脱帽正面向，縦3.0センチメートル，横2.5センチメートル）1枚を添えて申し込んでください。

9 受講資格

- (1) 収容人員300人以上の特定防火対象物の防火管理者に選任されている方で，5年が経過しようとしている者。
- (2) 収容人員300人以上の特定防火対象物の防火管理者に新規に選任された方で，過去に講習の課程を修了し，5年以上経過している者。

10 修了証の交付

講習の全課程を修了した者に修了証を交付します。

11 その他

- (1) 講習への遅刻，早退，代理人の受講等の場合は，修了証は交付しません。
- (2) テキストは，会場で配布します。受講料（テキスト代金含む。）は講習会当日に徴収します。
- (3) 講習会には，受講票，筆記用具を持参してください。また，手帳の修了証をお持ちの方は，受講歴を記入しますので持参してください。
- (4) 会場での受講中の呼出し等は一切できません。（緊急時は除く）
- (5) 不明な点は，5の申込書常置場所へお問い合わせください。